

一般社団法人日本1EdTech協会 会員規約

制定：2016年6月3日

一部改定：2017年8月23日

一部改定：2019年2月12日

一部改定：2022年6月29日

一部改定：2023年6月30日

一部改定：2024年6月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本1EdTech協会（以下当法人という）の定款第2章の定めの下に、会員区分、および会員の権利義務に関する事項について定める。

(会員区分)

第2条 当法人の会員として、正会員（幹事会員、一般グローバル会員）、一般地域会員、連携会員、および個人会員の区分を設ける。

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下社団法人法という）に定める社員とし、当法人を構成する。

3 正会員は、第2章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加する。

4 一般地域会員は、第3章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加する。

5 連携会員は、第4章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加する。

6 個人会員は、第5章に規定するところに基づき、一定の条件と一定の範囲において当法人の活動に参加または支援する。

第2章 正会員の権利義務

(正会員)

第3条 当法人の正会員として、以下の会員区分を設ける。

(1) 幹事会員： 1EdTech Consortium Inc.（旧称IMS Global Learning Consortium、

- 以下、1EdTech という)の「Contributing member」(1EdTechの正会員)のうち、日本国内に本拠を置き、日本国内における1EdTechの普及活動に参加する団体
- (2) 一般グローバル会員： 1EdTechのContributing member、Affiliate member (1EdTechの一般会員)のうち、1EdTechの日本国内における普及活動に参加する団体

(入会)

第4条 正会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書を理事長に提出し、運営委員会による審査を経て理事会の承認を得なければならない。

2 入会を承認された会員は、その種別に応じて別紙1に定める入会金及び年会費を事前に納めなければならない。

3 既に正会員である会員が資本関係を有する団体から正会員としての入会申請があった場合には、当該正会員と申請団体間の支配・影響行使の関係性に基づいて決定する。

(会費)

第5条 正社員は、当法人の活動に要する費用を支弁するために、年度ごとに別紙1に定める会費を負担する。ただし、理事会により会費の一部または全部の免除もしくは徴収猶予の決定があった場合はこの限りでない。

2 納入された会費は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合、その他理由の如何を問わず、返却しない。

3 入会を承認された会員が、会費を納入することなく、退会その他の理由により会員でなくなった場合も、既に発生した会費の納入義務を免れない。

(会費の支払)

第6条 前条の会費は、当法人が定めるところに従い、2項で定める期日までに、指定口座への振込またはその他の方法により支払わなければならない。

2 新たに会員となったものは、理事会承認の日から2ヵ月以内に、前年度から継続して会員であるものは毎事業年度開始の日から2ヵ月以内に支払わなければならない。

(入会金)

第7条 正会員は、当法人への入会に際して別紙1に定める入会金を納入しなければならない。ただし、設立時社員である正会員、および理事会で免除が承認された場合を除く。

2 前項による入会金は、当法人の会計に組み入れ、活動のための資産の購入または費用に充当する。

3 納入された入会金は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合その他理由の如何を問わず、返却しない。ただし、錯誤による場合を除く。

(会員の権利)

第8条 正会員は、以下の権利を有する。

- (1) 社員総会における議決権。ただし、議決権の数は、1会員につき1個とする。
- (2) 当法人の役員となる権利。なお、幹事会員は、自己の団体の役員または職員、およびその他支配関係にある者から、当法人の理事となる個人を推薦する権利を有する。ただし、役員が定款に定める定員に達している場合はこの限りでない。
- (3) 当法人の委員会、ワーキンググループ、当法人が開催するイベント類、研究会、交流会等、およびメーリングリスト等の活動に参加する権利。

(会員の義務)

第9条 正会員は、以下の義務を負担する。

- (1) 会費の納入
- (2) 入会に際し入会金を支払うこと
- (3) 当法人の活動に積極的意思をもって参加すること
- (4) 第11条に定める会員の行動規範を遵守し、当法人の価値の増進に努めること
- (5) そのほか、当法人が会員への通知もしくはホームページへの掲載により、会員の義務として遵守を求めた事項

(会員の行動規範)

第10条 正会員は、以下の事項を遵守し、当法人ならびに1EdTechの活動に積極的に参加することにより、その価値を高め、社会に貢献する取組みの一端を、積極的に担わなければならない。

- (1) 1EdTechの設立の理念 (mission statement) を共有し、その提供する価値を、自らが参加する場等で広め、周知すること
- (2) 当法人の目的と事業内容を共有し、事業活動に意思をもって参加することにより、IMS-GLCの諸技術標準の提供と利用に関わる存在に対して、その価値を提供し推進に貢献すること
- (3) 当法人の活動の質的・量的拡大に資する行動をとり、組織の運営と活性化のために、自らの能力と立ち位置に応じて、積極的に役割を果たすこと
- (4) 当法人が定める機密保持の原則については厳守し、その他当法人に関わる機密を他に漏らさない。
- (5) これらの活動や目的に反する行為を慎み、またそのような行為の抑制に努めること

(退会)

第11条 正会員は、定款第11条に定める除名、または同第12条に定める会員の資格喪失に該当したときは自動的に退会し、また定款第10条に定める任意退会により退会することができる。

2 定款第12条第3項の規定による資格喪失の場合には、本規程の第12条の条件に従って、会員種別を変更できるものとする。

(種別変更)

第12条 正会員である団体が、その会員種別の前提となる条件（幹事会員にあっては、1EdTechの「Contributing member」であること、一般グローバル会員にあっては、国外の団体で「Contributing member」であること、あるいは国内外に関係なく「Affiliate member」であること）を喪失し、定款第12条第3項の規定により正会員の資格を喪失した場合、当該の団体は、以下のいずれかを選択できるものとする。

(1) 幹事会員の場合

- ① 「Affiliate member」への変更の場合、一般グローバル会員に種別変更
- ② 1EdTechの非会員への変更の場合、一般地域会員に種別変更
- ③ 退会

(2) 一般グローバル会員の場合

- ① 一般地域会員に種別変更
- ② 退会

2 前項において、退会ではなく種別変更を選択する場合には、当法人所定の様式による会員種別変更申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 変更が承認された会員については、入会金は不要とし、会費の算定を以下のように行うものとする。会員種別変更が承認された年度の会費については、会員の期間に応じて按分する。

(一般グローバル会員から幹事会員への種別変更)

第13条 一般グローバル会員が幹事会員となる資格を得た場合で、当該団体が幹事会員への会員種別を変更したい場合には、当法人所定の様式による会員種別変更申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 変更が承認された会員については、入会金は不要とし、会費の算定を以下のように行うものとする。会員種別変更が承認された年度で既に納めた会費と、幹事会員の会費との差額を、承認月から年度の残りの月数で割り掛けした額を納めるものとする。

第3章 一般地域会員の権利義務

(一般地域会員)

第14条 当法人の一般地域会員は、IMS-GLCの非会員で、1EdTechの日本国内における普及活動に参加する団体とする。

(入会)

第15条 一般地域会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会手続を行い、運営委員会の審査・承認後に理事会への報告をもって一般地域会員とする。

2 入会を承認された会員は、その種別に応じて別紙1に定める入会金及び年会費を事前に納めなければならない。

(会費)

第16条 一般地域会員は、当法人の活動に要する費用を支弁するために、年度ごとに別紙1に定める会費を負担する。ただし、理事会により会費の一部または全部の免除もしくは徴収猶予の決定があった場合はこの限りでない。

2 納入された会費は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合、その他理由の如何を問わず、返却しない。

3 入会を承認された会員が、会費を納入することなく、退会その他の理由により会員でなくなった場合も、既に発生した会費の納入義務を免れない。

(会費の支払)

第17条 前条の会費は、当法人が定めるところに従い、2項で定める期日までに、指定口座への振込またはその他の方法により支払わなければならない。

2 新たに会員となったものは、理事会承認の日から2ヵ月以内に、前年度から継続して会員であるものは毎事業年度開始の日から2ヵ月以内に支払わなければならない。

(入会金)

第18条 一般地域会員は、当法人への入会に際して別紙1に定める入会金を納入しなければならない。ただし、理事会で免除が承認された場合を除く。

2 前項による入会金は、当法人の会計に組み入れ、活動のための資産の購入または費用に充当する。

3 納入された入会金は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合その他理由の如何を問わず、返却しない。ただし、錯誤による場合を除く。

(会員の権利)

第19条 一般地域会員は、以下の権利を有する。

- (1) 当法人の総会への出席と意見の表明。ただし、議決権は所有しない。
- (2) 当法人の委員会、ワーキンググループ、当法人が開催するイベント類、研究会、交流会等、およびメーリングリスト等の活動に参加する権利。

(会員の義務)

第20条 一般地域会員は、以下の義務を負担する。

- (1) 会費の納入
- (2) 入会に際し入会金を支払うこと
- (3) 当法人の活動に積極的意思をもって参加すること
- (4) 第21条に定める会員の行動規範を遵守し、当法人の価値の増進に努めること
- (5) そのほか、当法人が会員への通知もしくはホームページへの掲載により、会員の義務として遵守を求めた事項

(会員の行動規範)

第21条 一般地域会員は、以下の事項を遵守し、当法人の活動、およびIMS-GLC標準普及を支援する活動に積極的に参加することにより、その価値を高め、社会に貢献する取組みの一端を、積極的に担わなければならない。

- (1) 1EdTechの設立の理念 (mission statement) を共有し、その提供する価値を、自らが参加する場等で広め、周知すること
- (2) 当法人の目的と事業内容を共有し、事業に参加することにより、1EdTechの諸技術標準の提供と利用に関わる存在に対して、その価値を提供し推進に貢献すること
- (3) 当法人の活動の質的・量的拡大に資する行動をとり、組織の運営と活性化のために、自らの能力と立ち位置に応じて、積極的に役割を果たすこと
- (4) 当法人が定める機密保持の原則については厳守し、その他当法人に関わる機密を他に漏らさない。
- (5) これらの活動や目的に反する行為を慎み、またそのような行為の抑制に努めること

(退会)

第22条 一般地域会員は、定款第11条に定める除名、または同第12条に定める会員の資格喪失に該当したときは自動的に退会し、また定款第10条に定める任意退会により退会することができる。

(一般地域会員から正会員への種別変更)

第23条 一般地域会員が正会員となる資格を得た場合で、当該団体が正会員への会員種

別変更を行う場合には、当法人所定の様式による会員種別変更申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 変更が承認された会員については、入会金は不要とし、会費の算定を以下のように行うものとする。会員種別変更が承認された年度で既に納めた会費と、正会員のうちの変更会員種別の会費との差額を、承認月から年度の残りの月数で割り掛けした額を納めるものとする。

第3章 連携会員

(連携会員)

第24条 当法人の目的に賛同し、その達成に協力し、援助する非営利団体、学術団体を連携会員として受け入れることができる。

2 運営委員会の審議・承認後、理事会への報告をもって会員とする。

(互恵の原則)

第25条 連携会員としての受け入れは、互恵を旨とし、当法人も相手側法人の同種の参加資格を同時に獲得できる旨の相互了解または協定を行うことを原則とする。

2 この場合において、会費ならびに入会金その他の金銭の負担については、相互に求めないことを原則とする。

(入会)

第26条 連携会員は、当法人所定の様式による入会手続により入会の申し込みを受けた場合、前条、前々条の趣旨を踏まえ、運営委員会で審議検討の上、入会の承認を行い、その結果を理事会に報告する。

(権利)

第27条 連携会員またはその所属する法人もしくは個人は、運営委員会の承認を得て、ワーキンググループ、当法人が開催するイベント類、研究会、交流会等、およびメーリングリスト等の活動に参加することができる。

(会費及び入会金)

第28条 連携会員の会費および入会金は、無料とする。

2 前項に反して、連携会員となる法人・団体の規程等により、当法人が相手方の会費・入会金その他の金銭の負担を負うことが避けられない場合は、第25条の互恵の原則に基づき、理事会の決定により、当法人も相手方に相応の会費・入会金その他の金銭の負担を

求めることができる。

(退会)

第29条 連携会員の退会は、相手組織の消滅により自動的に退会となる他、相手組織からの申し入れによる場合、相互の利益が得られなくなったと判断される場合、相互もしくは一方が目的を達したと判断される場合に、運営委員会の決定により行い、理事会に報告する。

第4章 個人会員

(入会)

第30条 個人会員は、当法人が入会を依頼するものであって、当法人所定の様式による入会手続の後、会費を納入することにより、運営委員会の審議・承認を経て、理事会への報告をもって会員とする。

(会費)

第31条 個人会員は、当法人の活動に要する費用を支弁するために、年度ごとに別紙1に定める会費を負担する。ただし、理事会により会費の一部または全部の免除もしくは徴収猶予の決定があった場合はこの限りでない。

2 納入された会費は、退会、除名その他の理由により会員でなくなった場合その他の理由の如何を問わず、返却しない。

3 入会を承認された会員が、会費を納入することなく、退会その他の理由により会員でなくなった場合も、既に発生した会費の納入義務を免れない。

(会費の支払)

第32条 個人会員の会費は、新たに会員となったものは理事会が定める手続きにより、前年度から継続して会員であるものは新年度開始の日から2ヵ月以内に支払わなければならない。

2 前項の期日までに会費の納入がなかった会員に対しては、6ヵ月の猶予期間を設けて督促を行い、それでも納入がない場合には、6ヵ月間会員資格を停止する。これらの措置によっても解決されない場合には、理事会の決議により強制退会とする。さらに、会費の滞納が2年に及んだ場合は、定款第12条第2項の規程により当該会員は自動的に会員資格を喪失するものとする。

(入会金)

第33条 個人会員の入会金は、当面免除する。

(会員の権利)

第34条 個人会員は、当法人のワーキンググループ、当法人が開催するイベント、研究会、交流会等、およびメーリングリスト等の活動に参加する権利を有する。

(会員の義務)

第35条 個人会員は以下の義務を負担する。

- (1) 会費の納入
- (2) 当法人の活動に積極的意思をもって参加すること
- (3) 第36条に定める会員の行動規範を遵守し、当法人の価値の増進に努めること
- (4) そのほか、当法人が会員への通知もしくはホームページへの掲載により、会員の義務として遵守を求めた事項

(会員の行動規範)

第36条 個人会員は、以下の事項を遵守し、当法人の活動、およびIMS-GLC標準普及を支援する活動に積極的に参加することにより、その価値を高め、社会に貢献する取組みの一端を、積極的に担わなければならない。

- (1) 1EdTechの設立の理念 (mission statement) を共有し、その提供する価値を、自らが参加する場等で広め、周知すること
- (2) 当法人の目的と事業内容を共有し、事業に参加することにより、1EdTechの諸技術標準の提供と利用に関わる存在に対して、その価値を提供し推進に貢献すること
- (3) 当法人の活動の質的・量的拡大に資する行動をとり、組織の運営と活性化のために、自らの能力と立ち位置に応じて、積極的に役割を果たすこと
- (4) 当法人が定める機密保持の原則については厳守し、その他当法人に関わる機密を他に漏らさない。
- (5) これらの活動や目的に反する行為を慎み、またそのような行為の抑制に努めること

(退会)

第37条 個人会員は、定款第11条に定める除名、または第12条に定める会員の資格喪失に該当したときは自動的に退会し、また定款第10条に定める任意退会により退会することができる。

2 本法人の定める入会手続きを経て会員となった個人が、反社会的勢力の一員であること、もしくは反社会的勢力に関わる者として排除すべきと法令または条例で指定するものに該当することが判明した場合は、自動的に、定款第11条(除名)の規定に該当するものとする。

第5章 雑則

(改廃)

第38条

本規約の改廃は、理事会の決議事項とする。ただし、別紙1の改廃は総会の決議による。

附則

1. 本規約は、当法人の「規程」とする。
2. 本規約は、2016年6月3日に制定し、即日実施する。
3. 2017年8月23日 2017年度第2回理事会において一部会員の名称を変更（v2.1）し、即日実施する。

「会員区分における第2条 正会員（幹事会員、一般会員）を正会員（幹事会員、一般グローバル会員）に、地域会員を一般地域会員に変更」

4. 2022年6月29日 定時総会において定款の変更が承認実施された。それに合わせて、会員規約を下記の通り改定する。

第3条 当法人の正会員として、以下の会員区分を設ける。

(1) 幹事会員：1EdTech Consortium Inc. (旧称IMS Global Learning Consortium、以下、1EdTech という)の「Contributing member」（1EdTechの正会員）のうち、日本国内に本拠を置き、日本国内における1EdTechの普及活動に参加する団体。

2. 以降の条文において、略称「IMS-GLC」を「1EdTech」へ変更する。

別紙1 会費と入会金

会員種別	会費 注1	入会金	備考
幹事会員	企業：一口25万円。 四口以上 大学等：10万円	無料	注2
一般グローバル会員	企業：一口20万円。 一口以上 大学等：10万円	無料	
一般地域会員	企業：一口10万円。 一口以上 大学等：5万円	無料	
個人会員	注4	無料	
連携会員	相互に求めない	相互に求めない	注3

注1 年度途中での入会における会費の調整については、以下の通りとする。

1. 年度の前半に入会した場合は、年会費を納める
2. 年度の後半に入会した場合は、年会費の半額を納める

注2 IMS-GLCとの関係において決定される要因については、本規程外。

注3 個々の事情により、負担が必要な場合には、第28条第2項の規定により理事会決定で相互負担とする。

注4 日本IMS協会が招請し、受託した者に限る。当面无料とする。

別紙1 附則

1. 2016年6月3日 本別紙に定める額を決定
2. 2017年8月23日 第2回理事会において幹事会員の会費を改定 v 2.1
「一口以上から二口以上に変更」
3. 2019年2月12日 第6回理事会において幹事会員と一般グローバル会員の会費を改定 v 2.2
会費を「企業と大学等」に分け、幹事会員の企業の会費を「一口5万円。二口以上から一口10万円。二口以上」に変更。一般グローバル会員の企業の会費を「一口5万円。一口以上から一口10万円。一口以上」に変更。一般グローバル会員の大学の会費を「5万円から10万円」に変更。
4. 2022年6月29日 2022年度定時総会において幹事会員、一般グローバル会員、一般地域会員の企業の会費を改定 v 2.3
幹事会員の企業の会費を「一口10万円。二口以上から一口25万円。四口以上」に変更。2022年度から実施。
一般グローバル会員の企業の会費を「一口10万円。一口以上から一口20万円。一口以上」に変更。2023年度から実施。
一般地域会員の企業の会費を「一口5万円。一口以上から一口10万円。一口以上」に変更。2023年度から実施。
5. 2023年6月30日改定
本規約の名称を「一般社団法人日本IMS協会 会員規約」から「一般社団法人日本1EdTech協会 会員規約」に変更。
第1条の「一般社団法人日本IMS協会」を「一般社団法人日本1EdTech協会」に変更。
5. 2024年6月27日改定
第3条(2)を「一般グローバル会員：1EdTechのContributing member、Affiliate member (1EdTechの一般会員)のうち、1EdTechの日本国内における普及活動に参加する団体」に変更。

以上